

指定管理者管理運営状況評価

評価対象施設	大宮第二公園・第三公園
指定管理者	アメニス埼玉グループ
評価対象年度	平成 26 年度
施設所管課所	大宮公園事務所

評価項目	細項目	評価	コメント
利用者の平等な都市公園の利用の確保	平等利用の確保	A	休館日および有料施設の利用時間、利用料金は受付場所、有料施設入口に掲示。また、公園ホームページにも掲載。
	利用料金の適切・公平な徴収	A	利用料金の徴収は受付窓口において原則 2 人以上で対応し、収入日報を作成。
	苦情・要望等への適切な対応	A	・苦情・要望の記録・迅速な対応（近隣住民の要望には即日対応を原則）。 ・施設利用者等へのアンケートの実施。
関係する法令等を遵守した適正な都市公園の運営	法令等の遵守	A	・毎日の巡回、休館日、夜間の警備員配置。 ・禁止看板の設置。
	適切な各種手続き	A	・公園管理マニュアルに基づき、承認申請、報告を適切に実施。 ・受動喫煙防止のため建物内禁煙、歩きタバコ禁止の掲示。子供の多い園地への禁煙エリアの設定、喫煙場所の設定・掲示も行った。
都市公園の設置目的を効果的に達成した効率的運営	事業の実施	A	・園内の梅林・施設を利用した大規模なイベント「梅まつり」、「さくらまつり」を実施。 ・緑や花に関する講習会、展示会などを開催。
	安全性の確保	A	・施設・設備の法定点検等を適切に実施。 ・支障のある枝、下枝を除去。雪折れで通行に支障がある樹木の剪定などを行い、公園利用者の安全確保に努めた。
	防災等適切な管理の履行	A	・職員への防災教育。 ・防災井戸、防災発電機等防災設備の使用訓練。
指定管理業務を行う経営基盤	収支の適正な管理	A	管理事務所では指定管理業務のみ行っており、収支については、収支内訳明細を作成し記録。
	事業計画との整合性	A	・管理事務所職員と本部職員により適切な財務処理を行っている。 ・施設賠償保険に加入。
その他	個人情報の適切な管理	A	職員全員に個人情報研修を実施し、誓約書を取得している。
	県内中小企業及び環境への配慮	A	・委託や修繕業務はほとんど県内業者。 ・剪定木はチップ化。チップ化が困難な発生材はリサイクル（バイオマスエネルギー）施設へ搬出。
総合評価		A	公園資源を確実に把握し、公園の特性を活用した事業を実施。

特記事項	特に評価すべき点	<ul style="list-style-type: none"> 多くの地元自治組織や近隣住民と積極的なコミュニケーションを行った。 経験が豊富な職員による効率的で効果的な園地管理を行った。 来園者への緑化指導の充実（「緑の相談所」機能）。 各地で指定管理業務を実施しているノウハウと経験を発揮した運営管理。
	次年度に向けて改善が望まれる点	特になし